

「岩手県国土強靱化地域計画」(仮称)  
における脆弱性評価結果に基づく  
対応方策(素案)の概要



# 1. いかなる大規模自然災害が発生しようとも人命の保護を最大限図る

## 1-1) 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

- ①住宅・病院・学校等の耐震化 ②公営住宅の維持管理計画の策定 ③市街地整備 ④道路施設の防災対策の推進
- ⑤鉄道の耐災害性確保・体制整備 ⑥世界遺産登録資産の防災対策 ⑦空き家対策 ⑧防火対策の推進
- ⑨石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実 ⑩避難場所等の指定・整備 ⑪避難行動の支援

## 1-2) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ①津波防災施設の整備等 ②津波避難体制の整備 ③避難場所等の指定・整備 ④避難行動の支援
- ⑤津波防災に関する出前講座等の実施 ⑥市街地整備 ⑦空き家対策

## 1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- ①河川改修等の治水対策 ②河川・ダム施設の維持管理計画の策定 ③内水危険箇所の対策 ④避難場所等の指定・整備
- ⑤避難行動の支援 ⑥市街地整備

## 1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ①警戒避難体制の整備 ②砂防施設の整備等による土砂災害対策 ③砂防施設の維持管理計画の策定
- ④農山村地域における防災対策の推進 ⑤避難場所等の指定・整備 ⑥避難行動の支援 ⑦市街地整備

## 1-5) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

- ①防雪設備等の整備 ②道路施設の維持管理計画の策定 ③立ち往生車両の未然防止
- ④孤立集落等を想定した防災訓練の実施・通信手段の確保

## 1-6) 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動等の遅れ等で、多数の死傷者の発生

- ①避難勧告等発令基準の策定 ②住民等への情報伝達の強化 ③災害情報システムの整備 ④情報通信利用環境の整備
- ⑤防災訓練の推進 ⑥防災教育の推進・学校防災体制の構築等 ⑦避難行動の支援 ⑧災害に備えた道路交通環境の整備



## 1-1) 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
行政機能・情報通信	公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化	◆学校施設の安全確保及び避難場所としての防災機能強化を図るため、引き続き県立学校（中学校・高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校施設の耐震対策の促進を図る。	■公立高等学校の耐震化率 82.6% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
	私立学校の耐震化	◆私立学校施設の安全性を確保するため、国の補助制度等を活用し、私立学校が行う計画的な耐震診断や耐震改修（補強）等の取組を支援する。	■私立学校の耐震化率 72.5% (H26) ⇒ 81.0% (H32) ■私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定率 68.0% (H25) ⇒ 90.0% (H32)
	世界遺産登録資産の防災対策	◆所有者（管理責任者）による管理のほか、文化財保護指導員による文化財パトロールを、世界遺産関連地域を重点地域として実施する。 ◆世界遺産登録資産が地震等により被害を受けた場合に、文化財保護事業補助金を活用し、復旧を支援する。	■文化財パトロールの実施回数 152回 (H26) ⇒ 156回 (H32)
住宅・都市	住宅の耐震化	◆住宅の耐震化を一層促進するために、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施していく。	■住宅の耐震化率 73.0% (H25) ⇒ (今後設定)% (H32)
	空き家対策	◆大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家再生等推進事業を活用し、不良住宅等の解体を進めるほか、空き家活用人材育成支援事業により、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進などの取組を担う人材の育成やサポート体制の構築など、総合的な空き家対策を推進する。	■官民連携で空き家を活用し地域課題解決に取り組む地域数 1地域 (H26) ⇒ 6地域 (H32)
保健医療・福祉	病院の耐震化	◆災害拠点病院については、移転新築する病院を除き全て耐震化済みであるが、未耐震の医療施設については、継続して国の医療提供体制整備交付金を活用した施設改修等の促進を図る。	■病院の耐震化率 61.5% (H26) ⇒ 68.8% (H32)

## 1-2) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
国土保全・交通	津波避難計画の策定	◆津波発生時の円滑な避難のため、津波避難計画策定指針に基づく津波避難計画未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行う。	■津波避難計画を策定した市町村 9市町村 [75.0%] (H26) ⇒ 12市町村 [100.0%] (H32)
	津波防災施設の整備	◆人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、国の社会資本整備総合交付金（復興）や農山漁村地域整備交付金（復興）等を活用し、復興まちづくりと整合した防潮堤等の津波防災施設の整備を推進していく。	■津波防災施設の整備延長 25.2km (H26) ⇒ 69.4km (H32)
	海岸水門等操作の遠隔化・自動化	◆水門等の操作員の安全の確保と、津波襲来時の確実な閉鎖のため、国の社会資本整備総合交付金（復興）や農山漁村地域整備交付金（復興）等を活用し、水門本体工事の整備と併せて自動閉鎖システムの整備を推進していく。	■海岸水門等操作の遠隔化・自動化整備完了地区数 0地区 (H26) ⇒ (今後設定)地区 (H32)
	港湾・漁港における避難対策の推進	◆港湾利用者の避難対策推進のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、地元自治体の避難計画に合わせ、港湾就労者や交流施設利用者を安全な高台へと誘導する施設及び避難看板等の設置等の整備を推進していく。 ◆漁港利用者の早期避難を誘導するため、モデル4漁港において、漁港施設機能強化事業により、津波避難誘導デッキの整備を推進する。	■津波避難誘導デッキの整備割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)



### 1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
住宅・都市	内水危険箇所のソフト対策	<p>◆内水ハザードマップの作成に向け、市町村による国の防災・安全交付金等を活用した浸水区域図の作成を促進するため、県においては、作成勉強会等の開催等により、市町村の取組を支援していく。</p> <p>◆策定済み市町村に対しても、既存ハザードマップの見直し等を推進するため、支援していく。</p>	(検討中)
	内水危険箇所のハード対策	<p>◆浸水被害の可能性のある家屋の解消のため、市町村が行う国の防災・安全交付金等を活用して実施する事業に対して、助言等を実施していく。</p>	(検討中)
国土保全・交通	河川整備	<p>◆洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進していく。</p>	<p>■河川整備率（県管理） 48.6%（H26）⇒ 49.2%（H32）</p>
	洪水浸水想定区域の指定	<p>◆洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災安全交付金等を活用し、洪水浸水想定区域の指定を推進していく。</p>	<p>■洪水浸水想定区域を指定した河川数（累計） 14河川（H26）⇒ 33河川（H32）</p>
	洪水ハザードマップの作成	<p>◆洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、洪水ハザードマップの作成に必要な浸水想定区域の指定を推進するとともに、未作成の市町村に対し、洪水ハザードマップの作成を促進させるための助言等を行っていく。</p>	(検討中)
	水位周知河川の指定	<p>洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、指定する河川の優先度を考慮しながら、水位周知河川の指定を進めていく。</p>	<p>■水位周知河川に指定した河川数 21河川（H26）⇒ 40河川（H32）</p>

## 1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
国土保全・交通	火山ハザードマップの策定	◆火山噴火時の迅速、適切な避難行動に資するため、火山ハザードマップを作成し、登山者等への周知を行う。	■火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2火山 (H26) ⇒ 3火山 (H32)
	土砂災害ハザードマップの作成	◆土砂災害のおそれのある区域の周知等を図るため、国の防災安全交付金等を活用し、土砂災害ハザードマップの作成に必要な土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成を促進させるための助言等を行っていく。	(検討中)
	土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表	◆土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表に向けて、国の防災・安全交付金を活用し、引き続き基礎調査を実施していく。	■土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施率（基礎調査実施数／土砂災害危険箇所） 34.1% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
	砂防施設の整備等による土砂災害対策	◆災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害対策の整備を推進していく。	(検討中)
	農山村地域における防災対策の推進	◆洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の農業生産基盤整備を着実に推進する。 ◆大雨や地震等による、ため池等の決壊などを未然に防止するため、農村地域防災減災事業により、ため池や農業用ダムの点検・診断を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を推進する。 ◆ため池や農業用ダムの氾濫解析図を作成し、市町村が行うハザードマップの作成を支援する。 ◆大雨等による土石流の発生などの災害を防止し、農山村地域における安全対策を推進するため、市町村等の協力を得ながら、点検等による山地災害危険地区の把握と、山地災害の未然防止に努め、新たな「治山事業四箇年実施計画」に基づき、治山事業の推進、直轄治山事業負担金の活用等により、計画的に山地災害危険地区の整備を図る。	■ため池の点検・診断実施割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32) ■ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査（レベル2診断）の実施割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32) ■ため池のハザードマップ策定率 8.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32) ■山地災害防止機能が確保された集落数 951集落 (H26) ⇒ 1,001集落 (H32)



## 1-5) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
行政機能・情報通信	孤立集落を想定した防災訓練の実施・通信手段の確保	◆災害時に孤立集落との通信を確保するため、孤立可能性集落における通信手段確保について、市町村へ働きかけを行う。	■孤立可能性集落における防災行政無線等設置率 (今後設定) (H26) ⇒ (今後設定) (H32)
国土保全・交通	防雪設備等の整備	◆県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、堆雪帯などの防雪施設等は概ね完了しているが、今後気象状況の変化等により新たな対策が必要となった場合は、国の防災・安全交付金等を活用し、必要な施設の整備を推進していく。	—
	立ち往生車両の未然防止	◆災害対策基本法に基づく、道路の通行止め情報や迂回路情報などの情報共有や、運用方法について関係機関と検討を進めていく。	(検討中)

# 1-6) 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動等の遅れ等で、多数の死傷者の発生

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
行政機能・情報通信	避難勧告等発令基準の策定	◆円滑な避難勧告等の発令のため、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、洪水災害を中心とした避難勧告等発令基準が未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行う。	■避難勧告等発令基準を策定した市町村(洪水災害) 14市町村 [42.0%] (H26) ⇒ 33市町村 [100.0%] (H32)
	災害情報システムの整備	◆迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害情報の可視化、住民への情報発信のためのLアラート接続機能を有した、新たな災害情報システムの整備を行う。	■新たな災害情報システムの整備数 0箇所 (H26) ⇒ 1箇所 (H32)
	携帯電話等エリア整備	◆災害時でも有効な連絡手段である携帯電話のエリア外人口を解消するため、国の携帯電話等エリア整備事業を活用して携帯基地局を整備する市町村を支援するとともに、通信事業者へ働き掛けを行うなど基地局整備に取り組む。	■携帯電話エリア外人口 (今後設定)人 (H26) ⇒ (今後設定)人 (H32)
	防災訓練の推進	◆県総合防災訓練を通じて、訓練実施地域の市町村の災害対応能力向上や住民の防災意識の醸成を図る。 ◆市町村における災害対応能力の向上を図るため、図上訓練等に係る支援を行う。	■県総合防災訓練実施地域市町村数 2市町 (H26) ⇒ 13市町村 (H32) ■市町村を対象とした図上訓練等の実施 3市町村 (H26) ⇒ 21市町村 (H32)
	自主防災組織の結成及び活性化支援	◆地域防災力強化のため、岩手県地域防災サポーター派遣等により、地域の取組を支援し、自主防災組織の結成を促進する。 ◆自主防災組織を対象とした研修会等の開催により、自主防災組織活性化に向けた支援を行う。	■県地域防災サポーターの派遣回数 11回 (H26) ⇒ 70回 (H32) ■自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (H32)
	災害に備えた道路交通環境の整備	◆停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置について、警察庁の特定交通安全施設等整備事業にかかる補助金を活用し、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備する。 ◆災害発生時、緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等道路障害物の排除活動や、信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事に係る支援体制を確立するため、事業者等と協定を締結するなど連携を強化する。 ◆災害発生による車両の通行を禁止又は制限した場合においても、早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等への指導を行う。	■停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 61台 (H26) ⇒ 76台 (H32)

## 2. いかなる大規模自然災害が発生しようとも救助・救急、医療活動等を迅速に行う

### 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ①支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築 ②防災ヘリコプターの円滑な運航の確保 ③水道施設の防災機能の強化
- ④応急給水の確保に係る連携体制の整備 ⑤道路施設の災害対策の推進 ⑥道路施設の維持管理計画の策定
- ⑦鉄道の耐災害性確保・体制整備 ⑧港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備 ⑨港湾施設の維持管理計画の策定
- ⑩空港の体制整備 ⑪空港施設の維持管理計画の策定

### 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ①県総合防災訓練の実施による関係機関との連携 ②孤立可能性集落における通信手段の確保
- ③支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築 ④防災ヘリコプターの円滑な運航の確保
- ⑤ドクターヘリの運航確保 ⑥道路施設の災害対策の推進 ⑦道路施設の維持管理計画の策定

### 2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

- ①災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化 ②災害警備本部機能の強化 ③エネルギー・資機材の確保
- ④災害に備えた道路交通環境の整備 ⑤防災訓練の推進 ⑥災害対処能力の向上 ⑦救急、救助活動等の体制強化
- ⑧災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

### 2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

- ①病院・社会福祉施設等の耐震化 ②災害時における医療提供体制の構築 ③医療情報のバックアップ体制の構築
- ④ドクターヘリの運航確保 ⑤要支援者への支援 ⑥災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成
- ⑦道路施設の災害対策の推進 ⑧道路施設の維持管理計画の策定

### 2-5) 被災地における感染症等の大規模発生

- ①感染症対策 ②公共下水道施設の防災機能の強化 ③事業継続計画（下水道BCP）の策定 ④下水の維持管理計画の策定





## 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
行政機能・情報通信	広域防災拠点の配置、防災拠点の充実	◆災害時に確実な情報伝達を可能とするため、広域防災拠点のうち後方支援拠点（4箇所）に衛星携帯電話を配備する。	■衛星携帯電話配備数 2箇所（H26）⇒ 4箇所（H32）
	非常物資の備蓄体制の強化	◆災害時に避難者に対して必要な食料等を提供するため、広域防災拠点（5箇所）に備蓄物資の配備を行う。	■備蓄を行う広域防災拠点数 1箇所（H26）⇒ 5箇所（H32）
	防災ヘリコプターの円滑な運航の確保	◆岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模な災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図る。	■岩手県ヘリコプター等運用調整会議の開催 1回（H26）⇒ 7回（H32）
住宅・都市	水道施設の防災機能の強化	◆災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進していく。	■基幹管路の耐震適合率 44.8%（H25）⇒ 50.0%（H32） ■浄水施設の耐震化率 22.6%（H25）⇒ 25.0%（H32） ■配水池の耐震化率 27.7%（H25）⇒ 30.0%（H32）
産業	支援物資の供給等に係る応援協定等の締結	◆市町村が被災し、市町村において物資の調達ができないと推測される場合に、県災害対策本部と調整のうえ、物資調達協定等に基づき物資の調達を行う。 ◆災害発生時に物資を速やかに調達するため、協定締結企業者との連絡体制を常に最新のものになるよう更新を行う。	—
	避難所等への石油燃料供給の確保	◆県石油商業共同組合との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。	■応援協定等の締結件数（県石油商業協同組合・石油連盟） 2者（H26）⇒ 2者（H32）



## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
行政機能・情報通信	孤立可能性集落における通信手段の確保	◆災害時に孤立集落との通信を確保するため、孤立可能性集落における通信手段確保について、市町村へ働きかけを行う。	■孤立可能性集落における防災行政無線等設置率 (今後設定) (H26) ⇒ (今後設定) (H32)
	防災ヘリコプターの円滑な運航の確保	◆岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模な災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図る。	■岩手県ヘリコプター等運用調整会議の開催 1回 (H26) ⇒ 7回 (H32)
保健医療・福祉	ドクターヘリの運航確保	◆救命率の向上を図るため、引き続き県全域でのドクターヘリの運用を行う。 ◆ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場の整備やランデブーポイントの確保等を進めるとともに、他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を強化し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。 ◆ドクターヘリと消防機関との連携の緊密化及びヘリ運用の習熟を目的として、ドクターヘリ出動事例の事後検証会を今後も定期的に開催し、効果的な運用を図る。	■ドクターヘリ出動事例の事後検証会の開催 年2回 (H26) ⇒ 年2回 (H32)
国土保全・交通	既存道の駅の防災拠点としての機能強化	◆大規模災害発生時に、支援活動の拠点としての活動が可能となるよう、国の社会資本整備総合交付金（復興）を活用し、自家発電機の設置や受水槽の改修など防災機能強化を推進する。	■道の駅の防災機能強化の対策完了率 0.0% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
	道路施設の防災対策の推進	◆大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進する。 ◆農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等の取組を支援する。	■路法面など防災施設の対策率 58.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32) ■農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32) ■林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 90.0% (H32)

## 2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
行政機能・情報通信	県庁舎の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県庁舎及び各地区合同庁舎については、平成26年度末現在において21棟のうち15棟、71.4%が耐震化済みであるが、大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を確保するため、計画的に耐震診断を行い、継続して庁舎本体の耐震化を推進する。</li> <li>◆防災拠点としての機能を強化するため、上下水道管等ライフラインの耐震診断についても検討を進める。</li> <li>◆大規模停電時においても庁舎機能を確保するため、自家発電設備の整備を進め、平成27年度中に全庁舎への自家発電設備の設置を完了する。</li> <li>◆電力供給停止の長期化に備え、72時間以上の稼働時間を確保するために必要な燃料を常時確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) ⇒ 90.5% (H32)</li> </ul>
	市町村庁舎の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大地震時の大規模災害時における市町村の災害対策本部機能を確保するために、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する庁舎の耐震化について、助言等を実施しながら促進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村庁舎の耐震化率 67.6% (H25) ⇒ (今後設定) % (H32)</li> </ul>
	消防本部・消防署所等の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆消防本部・消防署所等の庁舎については、地震災害の発生時においても防災拠点としての役割を果たすことができるよう、設置する市町村等に対して財政支援制度等について情報提供を行いながら、耐震化を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■消防本部、消防署の耐震化率 75.3% (H25) ⇒ (今後設定) % (H32)</li> </ul>
	災害警備本部機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、災害警備、治安対策、交通対策等の各部隊を編成する。</li> <li>◆大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に対しても、人命救助や治安維持活動を機動的かつ的確に実施できるよう、警察庁の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を推進する。</li> <li>◆防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化又は狭隘化した交番・駐在所の整備を推進する。</li> <li>◆大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備えるため、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う。</li> <li>◆執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、職員の非常招集訓練を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害警備拠点警察施設整備数 121ヶ所 (H26) ⇒ 151ヶ所 (H32)</li> </ul>
産業	緊急車両等への石油燃料供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆より円滑な燃料供給を図るため、県石油商業協同組合との協定に基づき、優先給油すべき緊急車両等を予め定義する。</li> <li>◆協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■応援協定等の締結件数 (県石油商業協同組合・石油連盟) 2者 (H26) ⇒ 2者 (H32)</li> </ul>

## 2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
保健医療・福祉	病院の耐震化	◆災害拠点病院については、移転新築する病院を除き全て耐震化済みであるが、未耐震の医療施設については、継続して国の医療提供体制整備交付金を活用した施設改修等の促進を図る。	■病院の耐震化率 61.5% (H26) ⇒ 68.8% (H32)
	災害拠点病院の体制強化	◆DMAT（災害派遣医療チーム）機能強化のため、国主催の研修への参加や県独自の要請研修の実施を継続し、災害医療に対応できる人材の育成を図る。	■災害拠点病院におけるDMAT数 23チーム (H26) ⇒ 25チーム (H32)
	医療情報のバックアップ体制の構築	◆各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や周産期医療情報ネットワーク（いーはとーぶ）の運用など、全県的な医療情報連携を推進するなかで、医療情報のバックアップが図られるよう取り組んでいく。	■電子カルテを導入している病院数 23施設 (H24) ⇒ 35施設 (H29) ■周産期医療情報ネットワークへの参加割合(市町村及び分娩取扱等医療機関) 98.6% (H26) ⇒ 100.0% (H32)
	ドクターヘリの運航確保	◆救命率の向上を図るため、引き続き県全域でのドクターヘリの運用を行う。 ◆ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場の整備やランデブーポイントの確保等を進めるとともに、他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を強化し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。 ◆ドクターヘリと消防機関との連携の緊密化及びヘリ運用の習熟を目的として、ドクターヘリ出動事例の事後検証会を今後も定期的に行い、効果的な運用を図る。	■ドクターヘリ出動事例の事後検証会の開催 年2回 (H26) ⇒ 年2回 (H32)
	福祉避難所等における福祉的支援	◆大規模災害時に、避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集・研修を実施し、チーム員の養成やスキルアップを図るとともに、避難所を運営する市町村や関係団体へチームについて周知し、チームの活動環境の整備を行う。 ◆「市町村避難所運営マニュアル」を参考として、市町村において、円滑な避難所運営体制を構築するために行う、地域の実情に合った避難所運営マニュアルの策定や、住民と連携した避難所運営訓練の実施などの取組を支援する。	■災害派遣福祉チーム数 34チーム (H26) ⇒ 50チーム (H28)



## 2-5) 被災地における感染症等の大規模発生

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
住宅・都市	公共下水道施設の防災機能の強化	◆避難場所等における公衆衛生確保のため、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する事業の促進が図られるよう、必要な助言等を実施していく。	(検討中)
	事業継続計画(下水道BCP)の策定	◆下水道BCP未策定の市町村に対し、策定の促進が図られるよう、必要な助言等を実施していく。	■事業継続計画(下水道BCP)の策定率[市町村事業] 90.0%(H26) ⇒ 100.0%(H32)
保健医療・福祉	感染症対策	◆地域バランス等も考慮した、感染制御支援チーム構成員の追加・拡充を図るとともに、県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会、各種訓練への参加を通し、DMATなど関係機関との連携も図り、有事の体制の構築を図る。	■感染症対策に関する研修・訓練の実施回数 年2回(H26) ⇒ 年2回(H32)





### 3. いかなる大規模自然災害が発生しようとも必要不可欠な行政機能を維持する

#### 3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

- ①災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化
- ②災害警備本部機能の強化
- ③防災訓練の推進
- ④緊急車両等への石油燃料供給の確保
- ⑤県における災害時業務継続計画の策定
- ⑥行政情報通信基盤の耐災害性強化
- ⑦被留置者の逃走・事故防止
- ⑧災害に備えた道路交通環境の整備
- ⑨県外自治体との広域応援・受援体制の整備



### 3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
行政機能・情報通信	県庁舎の強化	<p>◆県庁舎及び各地区合同庁舎については、平成26年度末現在において21棟のうち15棟、71.4%が耐震化済みであるが、大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を確保するため、計画的に耐震診断を行い、継続して庁舎本体の耐震化を推進する。</p> <p>◆防災拠点としての機能を強化するため、上下水道管等ライフラインの耐震診断についても検討を進める。</p> <p>◆大規模停電時においても庁舎機能を確保するため、自家発電設備の整備を進め、平成27年度中に全庁舎への自家発電設備の設置を完了する。</p> <p>◆電力供給停止の長期化に備え、72時間以上の稼働時間を確保するために必要な燃料を常時確保する。</p>	<p>■県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) ⇒ 90.5% (H32)</p>
	市町村庁舎の強化	<p>◆大地震時の大規模災害時における市町村の災害対策本部機能を確保するために、市町村が実施する国の防災・安全交付金等を活用して実施する庁舎の耐震化について、助言等を実施しながら促進していく。</p>	<p>■市町村庁舎の耐震化率 67.6% (H25) ⇒ (今後設定) % (H32)</p>
	県における災害時業務継続計画の策定	<p>◆県本庁舎及び合同庁舎については、災害時業務継続計画は策定済みであり、今後は、災害時に効果的な運用を図るため、研修等を行うとともに、各部局等が実施する訓練を通じて検証を行っていく。</p> <p>◆出先機関等の単独公所について、所管する部局と連携を図りながら、必要な公所について策定を行う。</p>	<p>■災害時業務継続計画策定済の単独公所数 27公所 (H26) ⇒ 93公所 (H32)</p>
	行政情報通信基盤の耐災害性強化	<p>◆災害による行政データ消失に備え、確実なデータ保管・バックアップを行うため、県が保有する行政データの遠隔地バックアップ体制のあり方を検討する。</p>	<p>■県行政データとバックアップの保管場所 同一場所 (H26) ⇒ 別々の場所に分散 (H32)</p>
	被留置者の逃走・事故防止	<p>◆大規模災害等の非常時における被留置者の逃走等を防止するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、各署ごとに留置場非常計画を策定の上、これに基づく護送訓練を行う。</p>	<p>■留置場非常計画に基づく被留置者の護送訓練の実施所属 15署 (H26) ⇒ 15署 (H32)</p>
	県外自治体との広域応援・受援体制の整備	<p>◆大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドラインについて、組織や実施体制等の検討を各道県と共同で進める。</p>	<p>■各道県連絡会議等の開催回数 0回 (H26) ⇒ 6回 (H32)</p>



## 4. いかなる大規模自然災害が発生しようとも地域経済システムを機能不全に陥らせない

### 4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

- ①企業における業務継続体制の強化
- ②石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実
- ③物流機能の維持・確保
- ④被災企業への金融支援
- ⑤人材育成を通じた産業の体質強化
- ⑥道路施設の災害対策の推進
- ⑦道路施設の維持管理計画の策定
- ⑧鉄道の耐災害性確保・体制整備
- ⑨港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
- ⑩港湾施設の維持管理計画の策定
- ⑪大規模災害時の空港運用体制の構築
- ⑫空港施設の維持管理計画の策定

### 4-2) 食料等の安定供給の停滞

- ①物流機能の維持・確保
- ②農林水産業の担い手の確保
- ③農林水産業の生産基盤・経営の強化
- ④生産技術の復旧支援体制
- ⑤県産食料品の供給体制の強化
- ⑥道路施設の災害対策の推進
- ⑦道路施設の維持管理計画の策定
- ⑧鉄道の耐災害性確保・体制整備
- ⑨港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
- ⑩港湾施設の維持管理計画の策定
- ⑪大規模災害時の空港運用体制の構築
- ⑫空港施設の維持管理計画の策定
- ⑬農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化
- ⑭耕作放棄地の発生防止・活用
- ⑮森林資源の適切な保全管理





## 4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
産業	企業における業務継続体制の強化	◆中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、商工団体等支援機関と連携し、計画の必要性について普及啓発を図る。	—
	石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実	◆石油コンビナート等防災計画について、適切な見直しを図るとともに、計画に基づく防災体制の充実を図るため、防災訓練を定期的実施する。	■日本大震災津波による被害の復旧以降に実施した石油コンビナート等総合防災訓練の回数 0回 (H26) ⇒ 3回 (H32)
	物流機能の維持・確保	◆災害の発生により、救援物資を緊急に輸送する必要があると認められる場合に、県災害対策本部と調整のうえ、協定に基づき協定締結団体に協力を要請し、救援物資の受入れや緊急輸送等を行う。 ◆広域支援拠点として、救援物資の受入や分配機能を担う岩手県産業文化センターが迅速に体制を構築できるよう、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等の整備を進める。	—
	被災企業への金融支援	◆災害発生後、罹災した中小企業者が早期に事業を再開できるよう、県の融資制度として「中小企業災害復旧資金」を発動する。 ◆貸付対象は、原則として災害救助法の適用を受けた市町村区域にある被災企業であるが、対象区域を限定することが適当でない場合には、弾力的な運用を図る。	—
国土保全・交通	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	◆大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進する。 ◆災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図っていく。 ◆大規模災害発生時の倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図っていく。	■緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率 75.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32) ■高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26) ⇒ 74.5% (H32)

## 4-2) 食料等の安定供給の停滞

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
産業	農林水産業の担い手の確保	<p>◆経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な農林水産業が展開されるよう、生産者の確保や経営体の育成を図る。</p> <p>◆農業においては、地域農業マスタープランに位置付けられた認定農業者等の先導的な経営体や、新規学卒者、Uターン者等の新規就農者を確保するため、リーディング経営体育成事業や新規就農者への青年給付金により経営の安定化を進める。</p> <p>◆林業においては、(公財)岩手県林業労働対策基金の、基金事業の活用による人材育成対策に取り組み、事業体の雇用環境の整備等による経営体質強化を図るとともに、林業就業促進資金貸付金の活用や、森林経営実践力アップ事業等により、林業就業者の確保や林業経営体の育成を進める。</p> <p>◆漁業においては、各漁協が策定した地域再生営漁計画の実行を支援し、市町村の漁業就業奨励金による経済的支援等と連携しながら、国の事業を活用した漁業就業マッチングや長期研修機会の提供等により、新規漁業就業者の確保を進め、併せて、県の漁業担い手確保・育成総合対策事業等の実施により、地域漁業の再生を牽引する生産性・収益性の高い漁業経営体の育成を進める。</p>	<p>■先導的な経営体の育成数 20経営体 (H26) ⇒ (今後設定) 経営体 (H32)</p> <p>■法人化した集落営農組織数 127組織 (H26) ⇒ (今後設定) 組織 (H32)</p> <p>■新規就農者数 246人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)</p> <p>■林業の現場技術者養成数 395人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)</p> <p>■新規漁業就業者数 40人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)</p>
	県産食料品の供給体制の強化	<p>◆本県ならではの地域資源を活用した食料品を安定的に供給するため、関係機関と連携し、食品製造事業者を総合的に支援し、持続的に事業活動を展開する企業の創出や人材の育成を図る。</p>	<p>■食料品製造出荷額 3,208億円 (H26) ⇒ 3,663億円 (H32)</p>
国土保全・交通	農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化	<p>◆被災により、食料需給に甚大な影響を及ぼさないよう、農地の保全や農業水利施設、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策を推進する。</p> <p>◆農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進する。</p> <p>◆市町村との連携を密にしながら、農山村地域の生活道路や、緊急時の輸送路としての機能を有する農道(農道橋、トンネル)の計画的な点検診断を実施し、補修必要箇所の補強工事などの保全対策を適切に推進する。</p> <p>◆漁港施設の耐震・津波強化対策や老朽化対策を進めるため、機能診断及び機能保全計画の策定を推進する。</p>	<p>■農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)</p> <p>■ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査(レベル2診断)の実施割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)</p> <p>■漁港施設の機能保全計画策定割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)</p> <p>■陸揚岸壁や防波堤が耐震・耐津波強化された流通・生産拠点漁港の割合(県管理) 0.0% (H25) ⇒ 70.0% (H32)</p>

## 5. いかなる大規模自然災害が発生しようとも必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

### 5-1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

- ① 県営発電施設の災害対応力の強化
- ② 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実
- ③ 避難所、緊急車両等への石油燃料供給の確保
- ④ 再生可能エネルギーの導入促進
- ⑤ 電力系統の接続制約等の改善

### 5-2) 上下水道等の長期間にわたる供給停止

- ① 水道施設の防災機能の強化
- ② 公共下水道施設の防災機能の強化
- ③ 事業継続計画（下水道BCP）の策定
- ④ 下水の維持管理計画の策定
- ⑤ 工業用水施設の耐震化

### 5-3) 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

- ① 道路施設の災害対策の推進
- ② 道路施設の維持管理計画の策定
- ③ 鉄道の耐災害性確保・体制整備
- ④ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
- ⑤ 港湾施設の維持管理計画の策定
- ⑥ 大規模災害時の空港運用体制の構築
- ⑦ 空港施設の維持管理計画の策定





## 5-1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
産業	石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実	◆石油コンビナート等防災計画について、適切な見直しを図るとともに、計画に基づく防災体制の充実を図るため、防災訓練を定期的実施する。	■東日本大震災津波による被害の復旧以降に実施した石油コンビナート等総合防災訓練の回数 0回 (H26) ⇒ 3回 (H32)
	避難所等への石油燃料供給の確保	◆県石油商業共同組合との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。	■応援協定等の締結件数 (県石油商業協同組合・石油連盟) 2者 (H26) ⇒ 2者 (H32)
	緊急車両等への石油燃料供給の確保	◆より円滑な燃料供給を図るため、県石油商業協同組合との協定に基づき、優先給油すべき緊急車両等を予め定義する。 ◆協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。	■応援協定等の締結件数 (県石油商業協同組合・石油連盟) 2者 (H26) ⇒ 2者 (H32)
	再生可能エネルギーの導入促進	◆風力発電や地熱発電導入は、セミナー等の開催による理解促進を図るとともに、市町村と連携しながら具体的に事業化を図る事業者の円滑な取組を促進していく。 ◆避難所や市町村庁舎など、災害時に被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進する。 ◆地域が災害時においても一定のエネルギーを賄えるよう、地域資源である再生可能エネルギーを最大限活用した自立・分散型エネルギー供給体制の整備を推進する。 ◆県自らの再生可能エネルギーの導入促進の取組として、水力や風力を活用した県営発電所の建設を推進する。 ◆環境面で優れている木質バイオマスの利用を促進するため、木質バイオマスコーディネーターの活動を通じて、木質バイオマス燃焼機器の公共施設や産業分野への導入促進、供給者と需要者間の供給量や価格等による協定の締結促進による燃料の安定供給体制整備を推進する。	■(仮)県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合 13.1% (H25) ⇒ 23.9% (H32) ■(仮)再生可能エネルギーによる電力自給率 18.9% (H26) ⇒ 35.0% (H32) ■再生可能エネルギーを活用した県営発電所 18か所 (H26) ⇒ 19か所 (H32) ■産業分野の木質バイオマス導入事業者数 26事業者 (H26) ⇒ (今後設定) (H32)
国土保全・交通	県営発電施設の災害対応力の強化	◆電力の長期供給停止を発生させないため、県営発電所の建築物等について、施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震化を推進する。	■県営発電施設及び管理所等の耐震化率 50.0% (H26) ⇒ 70.0% (H32)

## 5-2) 上下水道等の長期間にわたる供給停止

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
住宅・都市	水道施設の防災機能の強化	◆災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基幹管路の耐震適合率 44.8% (H25) ⇒ 50.0% (H32)</li> <li>■ 浄水施設の耐震化率 22.6% (H25) ⇒ 25.0% (H32)</li> <li>■ 配水池の耐震化率 27.7% (H25) ⇒ 30.0% (H32)</li> </ul>
	公共下水道施設の防災機能の強化	◆避難場所等における公衆衛生確保のため、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する事業の促進が図られるよう、必要な助言等を実施していく。	(検討中)
	事業継続計画(下水道BCP)の策定	◆下水道BCP未策定の市町村に対し、策定の促進が図られるよう、必要な助言等を実施していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業継続計画(下水道BCP)の策定率[市町村事業] 90.0% (H26) ⇒ 100.0% (H32)</li> </ul>
国土保全・交通	工業用水施設の耐震化	◆配管更新基本計画を定期的に見直しながら、工業用水道施設(管路)の耐震化を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県工業用水道施設(管路)耐震化率 53.0% (H26) ⇒ 70.0% (H32)</li> </ul>

### 5-3) 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
国土保全・交通	道路施設の防災対策の推進	<p>◆大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進する。</p> <p>◆農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等の取組を支援する。</p>	<p>■道路法面など防災施設の対策率 58.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)</p> <p>■農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)</p> <p>■林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 90.0% (H32)</p>
	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	<p>◆大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進する。</p> <p>◆災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図っていく。</p> <p>◆大規模災害発生時の倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図っていく。</p>	<p>■緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率 75.8% (H26) ⇒ 100.0% (H32)</p> <p>■高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26) ⇒ 74.5% (H32)</p>
	鉄道の耐災害性確保・体制整備	<p>◆中小鉄道事業者である第3セクター鉄道に対し、国庫補助制度等を活用した安全確保対策等の取組について必要な支援を行っていく。</p> <p>◆発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保のため、関係機関の連携による情報収集や情報の共有化について定めた災害対応マニュアルが有効に機能するよう、随時、見直しを実施するなど、関係機関との連携強化を図る。</p>	—
	港湾施設の耐震・耐津波性能の強化	<p>◆災害時における経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を県内の港湾が担うため、耐震強化岸壁の整備促進を図っていく。</p>	(検討中)
	漁港施設の耐震・耐津波強化対策	<p>◆災害時において、岩手県地域防災計画で海上輸送拠点に位置付けられている漁港が、近隣漁業集落への緊急物資や人員の輸送拠点としての役割を果たすことができるよう、漁港施設機能強化事業により、岸壁及び防波堤等の耐震・耐津波の強化を推進する。</p>	<p>■海上輸送拠点の漁港における耐震・耐津波強化対策漁港の割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)</p>
	大規模災害時の空港運用体制の構築	<p>◆大規模災害時においても、救援救助活動の重要拠点としての役割を果たすため、職員体制の確保も含め、空港機能を維持するための対策について定めた業務継続計画（花巻空港BCP）の策定を進めていく。</p>	<p>■空港BCPの策定割合 0.0% (H27) ⇒ 100.0% (H32)</p>



## 6. いかなる大規模自然災害が発生しようとも制御不能な二次災害を発生させない

### 6-1) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ①農山村地域における防災対策の推進
- ②ダム施設の維持管理計画の策定
- ③旧松尾鉱山新中和処理施設の稼働の継続
- ④特定動物の逸走防止
- ⑤温泉供給の維持

### 6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ①農山村地域における防災対策の推進
- ②農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化
- ③耕作放棄地の発生防止・活用
- ④森林資源の適切な保全管理
- ⑤農林水産業の担い手の確保
- ⑥農林水産業の生産基盤・経営の強化





## 6-1) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
国土保全・交通	農山村地域における防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の農業生産基盤整備を着実に推進する。</li> <li>◆大雨や地震等による、ため池等の決壊などを未然に防止するため、農村地域防災減災事業により、ため池や農業用ダムの点検・診断を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う。</li> <li>◆ため池や農業用ダムの氾濫解析図を作成し、市町村が行うハザードマップの作成を支援する。</li> <li>◆大雨等による土石流の発生などの災害を防止し、農山村地域における安全対策を推進するため、市町村等の協力を得ながら、点検等による山地災害危険地区の把握と、山地災害の未然防止に努め、新たな「治山事業四箇年実施計画」に基づき、治山事業の推進、直轄治山事業負担金の活用等により、計画的に山地災害危険地区の整備を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ため池の点検・診断実施割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)</li> <li>■ため池のハザードマップ策定率 8.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)</li> <li>■山地災害防止機能が確保された集落数 951集落 (H26) ⇒ 1,001集落 (H32)</li> </ul>
	旧松尾鉦山新中和処理施設の稼働の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本施設においては、旧松尾鉦山からの強酸性の坑廃水が赤川に流入し北上川本川を汚染することを防止するため、国の休廃止鉦山鉦害防止等工事費補助金を活用し、稼働の継続を図る。</li> <li>◆自然災害発生時でも稼働停止というリスクから避けるため、同補助金を活用し、本施設の維持管理と防災機能の強化を推進する。</li> </ul>	—

## 6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
産業	農林水産業の担い手の確保	<p>◆経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な農林水産業が展開されるよう、生産者の確保や経営体の育成を図る。</p> <p>◆農業においては、地域農業マスタープランに位置付けられた認定農業者等の先導的な経営体や、新規学卒者、Uターン者等の新規就農者を確保するため、リーディング経営体育成事業や新規就農者への青年給付金により経営の安定化を進める。</p> <p>◆林業においては、(公財)岩手県林業労働対策基金の、基金事業の活用による人材育成対策に取り組み、事業体の雇用環境の整備等による経営体質強化を図るとともに、林業就業促進資金貸付金の活用や、森林経営実践力アップ事業等により、林業就業者の確保や林業経営体の育成を進める。</p> <p>◆漁業においては、各漁協が策定した地域再生営漁計画の実行を支援し、市町村の漁業就業奨励金による経済的支援等と連携しながら、国の事業を活用した漁業就業マッチングや長期研修機会の提供等により、新規漁業就業者の確保を進め、併せて、県の漁業担い手確保・育成総合対策事業等の実施により、地域漁業の再生を牽引する生産性・収益性の高い漁業経営体の育成を進める。</p>	<p>■先導的な経営体の育成数 20経営体 (H26) ⇒ (今後設定) 経営体 (H32)</p> <p>■法人化した集落営農組織数 127組織 (H26) ⇒ (今後設定) 組織 (H32)</p> <p>■新規就農者数 246人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)</p> <p>■林業の現場技術者養成数 395人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)</p> <p>■新規漁業就業者数 40人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)</p>
	農地の集約化	<p>◆地域農業マスタープランの実現を基本に、プランが作成された地域を農地中間管理事業の重点区域に設定し、機構集積協力金交付事業も併せて実施するなど、中心経営体への農地の集積・集約化を促進し、農業経営の高度化や生産の効率化により、経営体質の強化を図る。</p>	<p>■農地集積面積 82,026ha (H26) ⇒ (今後設定) ha (H32)</p>
	効率的かつ安定的な林業経営基盤の構築	<p>◆林業事業体の経営体質強化のため、事業体による森林経営計画の作成を支援し、森林施業の集約化や森林整備事業による間伐、伐採跡地への造林などを促進する。</p>	<p>■造林面積 733ha (H26) ⇒ (今後設定) ha (H32)</p>
	漁業生産基盤の効率的な活用促進	<p>◆地域漁業の再生を牽引する、生産性・収益性の高い漁業経営体を育成するため、各経営体の規模拡大や、漁協を核とした共同生産体制等を構築するとともに、養殖施設の生産効率を把握・評価し、利用者の意欲と能力に応じた施設の再配分を進め、養殖漁場の効率的利用と適正管理を促進する。</p>	<p>■養殖ワカメ経営体当たりの養殖施設数 7.8台 (H26) ⇒ (今後設定) 台 (H32)</p>
国土保全・交通	耕作放棄地の発生防止・活用	<p>◆地域農業再生協議会を中心に、地域農業マスタープランの実践を通じた、農地の取得、利用集積等により、耕作放棄地の再生利用や、発生抑制のための取組を推進する。</p> <p>◆調査による耕作放棄地の現状把握、耕作放棄地再生利用記入対策交付金の活用や、農地中間管理機構事業の活用により、地域農業の担い手に農地が集積され活用されるよう取組を推進する。</p>	<p>■農地集積面積 82,026ha (H26) ⇒ (今後設定) ha (H32)</p>
	適切な森林整備の推進	<p>◆土砂災害防止や、洪水緩和等の機能を有する森林資源の適切な保全管理を進めるため、森林整備事業等により、間伐や伐採跡地への造林など、適切な森林整備を推進する。</p>	<p>■間伐面積 7,116ha (H25) ⇒ 90,000ha (H32)</p> <p>■造林面積 733ha (H26) ⇒ 1,300ha (H32)</p>

## 7. いかなる大規模自然災害が発生しようとも地域社会・経済を迅速に再建・回復する

### 7-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①災害廃棄物処理対策

### 7-2) 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①防災ボランティアの活動支援
- ②防災人材育成
- ③農林水産業の担い手の確保
- ④建設業の担い手育成・確保
- ⑤人材育成を通じた産業の体質強化
- ⑥生産技術の復旧支援体制
- ⑦災害時連携体制整備
- ⑧技術職員等による応援体制の構築

### 7-3) 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ①地域コミュニティ力の強化
- ②学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援
- ③地籍調査の実施



## 7-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
国土保全・交通	災害廃棄物処理対策	<p>◆災害が発生した場合において、県や市町村、関係団体（県産業廃棄物協会、県環境整備事業協同組合）が協定等に基づき円滑に災害廃棄物処理を実施するため、平常時においても当該協定等の締結・確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進する。</p> <p>◆市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制を構築するため、国の災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定について助言等を行っていく。</p> <p>◆津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を周知するなど、ばく露防止対策を推進する。</p> <p>◆毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物を取扱う者に対する指導等を実施し、流出時の応急措置実施の徹底を図る。</p>	<p>■市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26) ⇒ 63.5% (H32)</p>



## 7-2) 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
行政機能・情報通信	防災人材育成	◆防災人材育成のため、自主防災組織リーダー研修会を開催するとともに、岩手県地域防災サポーターの派遣等を行う。	■自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (H32)
	災害時連携体制整備	◆災害時における応急業務等の連携が図られるよう、引き続き、災害時の連携が必要とされる団体について、協定の締結に取り組んでいく。 ◆災害時における農地・農業用施設、漁港・漁場の応急対策業務に備えるため、農村の災害時における「農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS)」の取組、漁港・漁場の応急対策に関する協定を継続していく。	■災害協定締結数 (農林水産部関係) 1団体 (H25) ⇒ 1団体 (H32)
	技術職員等による応援体制の構築	◆現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、国による任期付職員の一括採用や技術職員の確保・育成体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働き掛けていく。 ◆大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における、被災市町村からの応援要請に対応するため、官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS)」による支援の取組を継続していく。	—
保健医療・福祉	防災ボランティアの活動支援	◆「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づき、防災ボランティアによる支援が効果的に行われるよう、活動推進に係る研修の実施などにより、平常時から関係機関・団体による防災ボランティア支援ネットワークを構築するとともに、地域で防災ボランティアを円滑に受け入れる「受援力」を高める取組を推進する。	■研修への参加関係機関・団体数 37団体 (H26) ⇒ (今後設定) 団体 (H32)
産業	建設業の担い手育成・確保	◆建設企業の経営改善のため、建設企業の経営力強化をテーマとした講習会を開催していく。 ◆技能者の育成と確保のため、引き続き建設業の入職促進・人材育成への取組を進めていく。	■経営力強化等をテーマとする講習会受講者数 587人 (H26) ⇒ 700人 (H32)

### 7-3) 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態

個別分野	今後取り組んでいく施策	対応方策	KPI
住宅・都市	地域コミュニティ力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域コミュニティ活動のモデルとなる団体を「元気なコミュニティ特選団体」として引き続き選定し、関係団体の活動促進を図るほか、県内外の先進的な事例を紹介し、地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発を行う。</li> <li>◆地域づくり活動の担い手の育成のため、地域づくり関連のセミナー等を開催するとともに、地域外の人材（復興支援員など）の活用を進める。</li> <li>◆災害発生時における、地域住民の対応能力の向上や、地域コミュニティ機能の迅速な再構築が図られるよう、多面的機能支払制度による、農地や水路等の保全管理活動など、農山漁村における共同活動の取組を維持・活性化する。</li> <li>◆森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用による、森林整備等の活動の支援を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■元気なコミュニティ特選団体の認定数 137団体（H26）⇒ 167団体（H32）</li> <li>■農振農用地に占める共同活動取組面積の割合 27.0%（H25）⇒ 61.0%（H32）</li> </ul>
	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆東日本大震災津波により、当面、新たなコミュニティ形成の必要性が生じており、また、地域における災害時の対応力を向上させるため、コミュニティの強化を図る。</li> <li>◆沿岸部において、外部から支援を受けて実施してきた事業を今後も継続するため、研修機会の充実により人材育成を推進する。</li> <li>◆国、市町村、関係機関と連携しながら、地域住民の学びの場や交流の機会を確保するなど、地域コミュニティを強化するための支援等の充実を図る。</li> <li>◆子ども・学校・家庭・地域・行政の5者の役割分担と連携により、地域の教育課題の解決と、教育を通じた地域づくりを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 91.0%（H26）⇒ 92.2%（H32）</li> </ul>
国土保全・交通	地籍調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆津波被害等により用地境界等が流失した場合であっても、復元等が円滑に行えるよう、市町村が行う国土調査事業の計画的な実施を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地籍調査進捗率 84.0%（H25）⇒ 86.0%（H32）</li> </ul>



# 「横断的分野」

## 1) リスクコミュニケーション分野

- ①ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知
- ②要支援者への支援体制充実
- ③防災情報提供・普及啓発の充実
- ④学校における防災教育等の推進
- ⑤関係機関との連携の促進
- ⑥災害廃棄物処理対策

## 2) 老朽化対策分野

- ①公共施設等の総合的・計画的な管理の推進
- ②公営住宅の維持管理計画の策定
- ③上下水道施設の老朽化対策の推進
- ④道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進
- ⑤港湾、漁港施設等の老朽化対策の推進
- ⑥河川管理施設、ダム及び砂防施設の老朽化対策の推進
- ⑦農地・農業用施設の老朽化対策の推進
- ⑧空港施設の維持管理計画の策定
- ⑨県営発電施設の長寿命化対策の推進

## 3) 人口減少・少子高齢化対策分野

- ①共助機能の維持・強化
- ②地域の防災に関する人材育成
- ③地域コミュニティの維持・強化
- ④農林水産業の生産基盤・経営の強化
- ⑤県産食料品の供給体制の強化





## 1) リスクコミュニケーション分野

ハザードマップによる災害危険箇所等の周知	
今後取り組んでいく施策	K P I
◆ため池ハザードマップの作成	■ため池のハザードマップ策定率 8.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)
◆火山ハザードマップの作成	■火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2火山 (H26) ⇒ 3火山 (H32)

要支援者への支援体制の充実	
今後取り組んでいく施策	K P I
◆避難行動要支援者名簿の作成・活用	■避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27) ⇒ 100.0% (H29)
◆福祉避難所の指定・協定締結	■福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) ⇒ 100.0% (H29)
◆福祉避難所等における福祉的支援	■災害派遣福祉チーム数 34チーム (H26) ⇒ 50チーム (H28)

学校における防災教育等の推進	
今後取り組んでいく施策	K P I
◆学校防災体制の確立	■定期的に危機管理マニュアルを検証した学校の割合 84.5% (H26) ⇒ 90.0% (H32)
◆防災教育の推進	■復興教育副読本・防災教育教材活用研修会の開催 1回 (H26) ⇒ 3回 (H32)

## 2) 老朽化対策分野

公共施設等の総合的・計画的な管理の推進	
今後取り組んでいく施策	K P I
<p>(公共施設等総合管理計画の策定)</p> <p>◆将来に向けた財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、施設の更新・長寿命化など総合的かつ計画的な管理に関する基本方針となる公共施設等総合管理計画を平成27年度に策定する。</p> <p>◆平成28年度以降、順次、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定し、計画的な公共施設マネジメントの取組みを推進する。</p>	<p>■個別施設計画の策定率 0.0% (H26) ⇒ 100.0% (H32)</p>

道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進	
今後取り組んでいく施策	K P I
◆道路施設の維持管理計画の策定	■未策定の道路トンネルの策定を進める
◆農林道等の老朽化対策の推進	<p>■農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)</p> <p>■林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 90.0% (H32)</p>

農地・農業施設の老朽化対策の推進	
今後取り組んでいく施策	K P I
◆農林水産業の生産基盤の老朽化対策の推進	<p>■農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)</p> <p>■漁港施設の機能保全計画策定割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)</p>
◆ため池の老朽化対策の推進	■ため池の点検・診断実施割合 0.0% (H25) ⇒ 100.0% (H32)

### 3) 人口減少・少子高齢化対策分野

共助機能の維持・強化	
今後取り組んでいく施策	K P I
◆消防団活動の充実強化	■消防団員数の維持 22,168人 (H26) ⇒ 22,168人 (H32)
◆自主防災組織の結成及び活性化支援	■県地域防災サポーターの派遣回数 11回 (H26) ⇒ 70回 (H32) ■自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (H32)

地域の防災に関する人材の育成	
今後取り組んでいく施策	K P I
◆防災人材の育成	■自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (H32) ■県地域防災サポーターの派遣回数 11回 (H26) ⇒ 70回 (H32)
◆災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成	■災害派遣福祉チーム数 34チーム (H26) ⇒ 50チーム (H28)
◆建設業の担い手育成・確保	■経営力強化等をテーマとする講習会受講者数 587人 (H26) ⇒ 700人 (H32)

地域コミュニティの維持・強化	
今後取り組んでいく施策	K P I
◆地域コミュニティ力の強化	■元気なコミュニティ特選団体の認定数 137団体 (H26) ⇒ 167団体 (H32) ■農振農用地に占める共同活動取組面積の割合 27.0% (H25) ⇒ 61.0% (H32)
◆学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援	■放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 91.0% (H26) ⇒ 92.2% (H32)
◆農林水産業の担い手の確保	■先導的な経営体の育成数 20経営体 (H26) ⇒ (今後設定) 経営体 (H32) ■法人化した集落営農組織数 127組織 (H26) ⇒ (今後設定) 組織 (H32) ■新規就農者数 246人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32) ■林業の現場技術者養成数 395人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32) ■新規漁業就業者数 40人 (H26) ⇒ (今後設定) 人 (H32)
◆空き家対策	■官民連携で空き家を活用し地域課題解決に取り組む地域数 1地域 (H26) ⇒ 6地域 (H32)